

委託契約書

支出負担行為担当官文化庁次長 塩見 みづ枝（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建築まちづくり適正支援機構代表理事 連 健夫（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託業務名等）

第1条 甲は、乙に対し、次の委託業務の実施を委託するものとする。

- (1) 委託業務名 令和3年度緊急的文化遺産保護国際貢献事業（専門家交流）
「カイロ旧市街の持続可能な保護策のための事業／住民参加のまちづくり」
(2) 委託業務の内容及び経費 （別添）業務計画書のとおり
(3) 委託期間 契約締約日から令和4年3月31日

（委託業務の実施）

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託要項等及び業務計画書に基づき、委託業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託経費の額）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託経費」という。）として、4,949,194円（うち消費税額及び地方消費税額449,926円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（注）「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の限度額に110分の10を乗じて得た金額である。

2 乙は、委託経費を別添の業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（危険負担）

第5条 委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

（第三者損害補償）

第6条 乙は、委託業務の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(再委託)

第7条 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、この委託業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。

4 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

5 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

(再々委託の履行体制の把握)

第8条 乙は、前条の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲（以下「履行体制に関する事項」という。）が記載された書面を甲に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された事業計画書等に、履行体制に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲への提出があったものとする。

3 乙は、提出した履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合は、甲に対し遅延なく変更の届出を行わなければならない。

(業務の変更)

第9条 乙は、第32条に規定する場合を除き、別添の業務計画書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、経費の内訳の変更による費目間の彼此流用で、その流用額が各費目のいずれも20%（費目の額の20%が5万円未満の場合は5万円）未満及び費目内の種別間の彼此流用の場合はこの限りではない。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(業務の廃止等)

第10条 乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びそ

の後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(委託業務完了(廃止)報告)

第11条 乙は、委託業務が完了又は前条第1項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、(第44条に規定する支出を証する書類の写しとともに)完了又は廃止の承認の日から30日以内又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(検査)

第12条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、業務の実施について検査するものとする。

(額の確定)

第13条 甲は、前条の検査終了後、委託業務に要した経費について調査を行い、委託経費の額を確定するものとする。

- 2 前項の確定額は、委託業務に要した実支出額に充当した委託経費の額と第3条第1項に規定する委託経費の額のいずれか低い額とする。
- 3 甲は、第1項の額の確定後、乙に対して通知するものとする。

(実地調査)

第14条 第12条の検査又は前条第1項の調査の実施にあたっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

(委託経費の支払)

第15条 甲は、第13条第1項の規定による額の確定後、乙に委託経費を支払うものとする。

- 2 委託経費の支払いは、乙の請求に基づき行うものとし、このため乙は請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとし、同期間に支払を完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。
- 4 甲は、乙の請求により、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条第3号に基づく協議を行い、調った場合に限り、第1項の規定にかかわらず、委託経費の一部又は全部を概算払することができる。

(過払金の返還)

第16条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託経費が、第13条第1項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

- 2 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限

の翌日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として払わなければならない。

(成果報告)

第17条 乙は、第1条に定める契約期間内までに、報告書5部を甲に提出するものとする。

(知的財産権の範囲)

第18条 委託業務によって得た委託業務上の成果に係る「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
 - (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権」という。）
 - (3) 前2号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下、「ノウハウ」という。）を使用する権利。
- 2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利については案出をいう。
- 3 この契約書において、「知的財産権の実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作権を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の帰属)

第19条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、委託業務の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないも

る
書
も

次
と
法律
日新
登
半
用
する
表を
届

条
利
な
に
發
び
は
め
行
法
べ

面
も

のとする。

- (1) 乙は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第21条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
ロ 承認TL（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。）又は認定TL（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（成果の利用行為）

- 第20条 乙は、前条第1項の規定にかかるわらず、委託業務により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。
- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外のものであるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示するものとする。

(ノ
第2
かる
2
託あ
き

(知
第2
次
(1

(2

2
ると成
請

(職
第2
委行明
の従をの

(知
第2
)

(個
第2
報他式

(知的財産権の報告)

- 第21条 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、及び意匠登録出願を行う場合は、当該出願書類に國の委託に係る成果の出願である旨を記載しなければならない。
- 3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、委託業務により作成し、甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、産業財産権実施届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
- 6 乙は委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

(知的財産権の移転)

- 第22条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第19条、第20条、第21条、第23条、第24条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第19条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
- 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

- 第23条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第19条、第20条、第25条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。
- 2 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第19条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
- 3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

- 第24条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(ノウハウの指定)

第25条 甲及び乙は、第18条第1項第3号に規定するノウハウについて、速やかに指定するものとし、ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

- 2 前項の秘匿すべき期間は、甲、乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務の完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(知的財産権の管理)

第26条 乙は、第19条第2項に該当する場合、委託業務の成果に係る発明等の次の各号に掲げる手続については、甲の名義により行うものとする。

- (1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあっては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
- (2) 回路配置利用権にあっては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
- 2 甲は、前項の場合において委託業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあっては、当該外国において権利が成立したときとする）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

(職務発明規程の整備等)

第27条 乙は、従業員又は役員（以下「従業員等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、この契約の締結後速やかにその発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業員等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りではない。

(知的財産権の使用)

第28条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

(個人情報の取扱い)

第29条 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記

特
(委
第3
途

(契
第3
一
き

(不
第3
託
た
と
も
2
の
る

2
の
る

(利
第3
2
返

(談
第3
1
ば
(1)

1
ば

2
の
る

3
の
る

4
の
る

5
の
る

6
の
る

7
の
る

8
の
る

9
の
る

録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者(再委託する場合における再委託事業者を含む。)に提供し、又はその内容を知らせること。
 - (2) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について本契約の委託業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複写、複製、又は改変すること。
- 3 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 5 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生又はその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- 8 乙は、本委託業務の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者(以下「再委託先」という。)に委託(以下「再委託」という。)する場合(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)には、甲に対し、再委託する旨、再委託先の名称及び住所を事前に書面により通知し、甲の書面による許諾を得るものとする。
- 9 乙は、再委託する場合、再委託先に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(成果の利用等)

第30条 乙は、委託業務によって得た研究上の成果を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が

い
(
で
注
得
三者
知
いて
て変
漏
漏
じ
手に
管
こと
こと
を、
だ
こつ
され
下「
委託
5子
再
うの
り他
こも
は、
甲が

特に認めたものについては、この限りではない。

(委託業務の調査)

第31条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の実施状況、委託経費の用途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査することができる。

(契約の解除等)

第32条 甲は、乙が契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託経費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(不正行為等に対する措置)

第33条 甲は、乙が、本契約の締結にあたり不正の申立てをした場合もしくは委託業務の実施にあたり不正又は不当な行為（以下、「不正等」という。）を行った疑いがあると思われる場合、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。

2 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託経費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(利息)

第34条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。

2 前項の利息は、返還金にかかる委託経費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利3%の割合により計算した額とする。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第35条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40

- 年法律第45号) 第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第36条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第37条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 9
分
て
禁
第
二と
で
き
す
い。
た
い。
旨を
者、
所を
内に
事に
う。
以下
三者
とき
共与
與与
用す
いる
をし
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第38条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第39条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が、下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第40条 甲は、第36条、第37条及び前条第2項により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第36条、第37条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第41条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(相手方に対する通知発効の時期)

第42条 文書による通知は、甲から乙に対するものにあっては発信の日から、乙から甲に対するものにあっては、受信の日からそれぞれの効力を生ずる。

(代表者変更等の届出)

第43条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

(書類の保管等)

第44条 乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目毎に区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託業務を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。

(秘密の保持等)

第45条 乙は、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかるわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(契約の細目)

第46条 この契約について必要な細目は文化庁委託業務実施要領(平成20年2月1日文化庁次長決定)に定めるところによる。

(疑義の解決)

第47条 前各条のほか、この契約について疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和3年11月25日

(甲) 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

支出負担行為担当官

文化庁次長 塩見みづ枝



(乙) 東京都中央区日本橋堀留町1-11-4

日本橋吉泉第二ビル5階

一般社団法人日本建築まちづくり適正

支援機構

代表理事 連健夫



業務計画書

I 委託業務の内容

1. 業務題目（業務名称）

令和3年度緊急的文化遺産保護国際貢献事業（専門家交流）

「カイロ旧市街の持続可能な保護策のための事業／住民参加のまちづくり」

2. 業務の目的

エジプト、カイロ旧市街は世界遺産登録された歴史的価値を持つ地域であり、アラブ文明特有の細街区や袋小路を特徴とする都市組成をもつ。その一方で所有関係が重層し、正規の登録を伴わない建物も多い。このような状況において、旧市街はインフォーマル街区とみなされ、住環境向上のため再開発により破却される可能性があることから、文化遺産の保全に関して、緊急性の高い危機的状況にある。

エジプト政府との関係に関しては、エジプト側協力者アズハル大学教授サラー・ザキー氏より、当該地区内で事業を進めるエジプト軍所属建築家アシュラフ・エルアラビー氏を紹介され、現在折衝中である。一方、エジプト側協力者メヌーフィヤ大学教授アラー・エルハブシー氏が、エジプト観光考古省およびエジプト文化省と本プロジェクト進行について折衝中である。

なお、在カイロの国際機関および諸外国プロジェクトの関係は以下の通りである。ユネスコ在カイロ事務所の高橋暁氏とコンタクトを取って、ユネスコの旧市街における無形文化遺産調査と協力的な関係を築いていくことを約束した。また、ドイツ考古学研究所で当該地域での歴史的建造物の修復を担当しているムスタファ・トゥペオ氏およびエマーン・ショクリー氏と会合を持ち、調査協力の同意を得た。さらに、ワールド・モニュメント・ファンドのパブロ・ロンゴリア氏およびジェフ・アレン氏との協力関係を構築した。

現状の問題点として、エジプト政府は世界遺産としてのカイロ旧市街に対するユネスコからの勧告を案じている。一方、海外の諸プロジェクト間の情報交換は限られている。今後の予定としては、エジプト政府とこれらの海外諸機関をつないで調整を行う一方、エジプト政府側の方針にそぐう形で、日本での歴史的街区保全に対する蓄積からの協力関係を模索する予定である。

当事業では、地域の特徴を活かした建築都市遺産更新のために、日本に蓄積されたまちづくりの手法を援用し、迅速にまちづくりのシステム構築を試み、1) 歴史的建造物の現状リストの作成、2) まちづくりの方向性や基準の立案、3) まちづくりにおける住民参加の仕組づくり、4) 行政や住民のための手引書作成、5) 旧市街のあるエリアにおけるまちづくり更新案の作成を実施する。日本でのまちづくりの経験からの知恵を適応することでカイロ旧市街の問題の解法を導くことが、本業務の役割であると考える。（なお、ここでいうまちづくりとは、既存の歴史的旧市街の都市組成を保存しながら、住宅地としての質を高め、住民が暮らしやすい街にしていく過程のことを指す。）

これらの事業を通して、今後のカイロ旧市街の持続可能な保護策を模索し、具体的な展開に繋げることを目的とする。

3. 業務の期間

契約締結日～2022年3月31日

4. 当該年度における業務実施計画

以下の①～③の業務を実施する。なお、現地での業務はエジプト在住の専門家：深見奈緒子氏（日本学術振興会カイロ研究連絡センター、センター長）が中心となり、その他現地専門家、現地関係機関等と連携し実施する。

① 施策の検討

- a)旧市街の歴史的都市組成が残る地区の歴史的建造物の悉皆的調査によるリスト化、及び建築や都市関連法規、不動産・インフラ事情調査
- b)日本のまちづくりの経験を踏まえて旧市街内での増改築新築に対する建築指針の立案
- c)カイロでは未だ機能していない住民参加方法の検討

②意見交換および研修の実施

手引書と更新案をもとに意見交換及び研修を行う。日本側の専門家はオンラインで参加する。

なおエジプト政府には、現地協力者サラー・ザキー氏を通して、本プロジェクトの概要を伝えた段階で、まだ具体的な場所や日程、参加者については、未定である。開催場所の選択肢の一つとしては、エジプト在住の深見がプロジェクトを行なったヤカン邸において、これらのWSを予定しているが、政府側の意向により変更の可能性を含んでいる。また時期としては、a)を12月中、b)を1月中、c)を2月から3月に予定している。

- a)エジプト側行政関係者ほかを招いたワークショップ(WS)の開催
- b)住民参加について地元の住民とWSに参加した行政側の対話集会の開催
- c)World Monuments Fund (WMF)と共に行政実務者の研修実施

③手引き等の作成と配布、一部エリアにおける更新案作成

②-a)、②-b)を通して、検討施策のリストと建築指針をアラビア語で記述すると共にイラスト等を用いて分かりやすい手引書を作成し、各省庁の関係職員、および地域住民に配布する。併せて、手引書活用のための事例案として一部エリアにおける更新案を作成する。

※代表者である連は、現地を訪問したことがない。本事業の執行について、現地に即した提案をするためには現地経験は重要な要素であることから、コロナ禍においても、状況の好転次第で、事業期間中のカイロ訪問を予定している。ただし、外務省の渡航危険度が好転しない場合には、渡航を断念し、その旅費を手引き書の漫画・イラスト作成に充当し、内容の充実を図ることとする。

5. 業務実施体制

課題項目	実施場所	業務担当責任者
①施策の検討	エジプトと日本 オンライン開催	連健夫 (JCAABE 一般社団法人日本建築まちづくり適正支援機構)
②意見交換および研修の実施		
③手引き等の作成と配布、一部エリアにおける更新案作成		

日本から参加する専門家	現地専門家、関係機関等
・連健夫 (JCAABE)	・深見奈緒子 (JSPSカイロセンター)
・布野修司 (日本大学)	・柏木裕之 (太陽の船、東日本国際大学)
・岡田保良 (國士館大学)	・檜山元一郎 (カイロ小児病院、日本設計)
・荒牧澄多 (川越まちづくりNPO役員))
・磯野哲郎 (国際開発センター)	・サラー・ザキー (アズハル大学)
・宍戸克実 (鹿児島県立短大)	・アラー・ハブシー (メヌーフィヤ大学)
・松村哲志 (日本工学院専門学校)	・ハイジ・シャラビー (文化省NOUH)
	・ムハンマド・ソリマン (エジプト観光考古省)
	・アシュラフ・エルアラビー (エジプト軍)
	・ムスタファ・タペオ、エマーン・ショクリー (ドイツ考古学研究所)
	・パブロ・ロンゴリア、ジェフ・アレン (ワールド・モニュメント・ファンド)

6. 課題項目別実施期間

業務項目	実施期間 (契約締結～2022年3月)
① リスト化・現建築法規等調査	11月
② オンライン研修・WS	a) 12月：行政関係者研修→3回実施 b) 12月または1月：住民と行政と集会実施 c) 2～3月：WMF共催実務者研修実施
③ 手引書・更新案、作成	11月～業務項目①及び 12月～業務項目②のa) b) の後に手引書作成 1月～手引書を元に一部のエリアにて更新案作成
※報告書作成	3月

7. この業務に関連して補助金等を受けた実績

補助金等の名称	交付者	交付額	交付年度	業務項目

※ 本委託業務が継続課題の場合、前年度までの委託契約は過去の実績として記載しない。

8. 知的財産権の帰属

※ 「知的財産権は乙に帰属する。」

※ なお、乙に帰属することを希望する場合は、様式第16又は様式第25の確認書を別途提出すること。

9. 再委託に関する事項

(1) 再委託

再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
再委託金額（単位：円）	円

(2) 履行体制に関する事項

※ 再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われたときに記載すること。

再々委託の相手方の住所及び氏名	
再々委託を行う業務の範囲	

II 委託業務経費 (課税事業者 免税事業者)

※いずれかに□を入れること。

1. 経費予定額

(単位:円)

費目	種別	内訳	経費予定額
人件費	賃金	小計	0
事業費	諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・アラビア語・英語翻訳謝金 3,000円×170h×2人 ・ワークショップ講師謝金 7,000円×1回×3人 ・ワークショップ、集会、研修会資料作成謝金 1,040円×10h×3人 ・手引書、更新案原稿執筆謝金 1,040円×50h×8人 ・手引書、更新案原稿作成補助 1,040円×50h×1人 ・ワークショップの通訳謝金 3,000円×15h×2人 ・カイロモニュメントリスト化 1,040円×160h×4人 ・現状調査(法規、所有、空き屋等) 1,040円×160h×1人 ・報告書原稿作成補助 1,040円×160h×1人 	<u>1,020,000</u> 21,000 31,200 416,000 52,000 <u>90,000</u> <u>665,600</u> <u>166,400</u> <u>166,400</u> <u>2,628,600</u>
	旅費 ※コロナの状況 により渡航でき なくなった場合 は、雑役務費(漫画・イラスト作成 に充当)	<ul style="list-style-type: none"> ・航空券(日本↔カイロ) 135,000円×1人 ・宿泊料 13,100円×5日 ・日当 2,000円×5日 ・タクシー代 20,000円×1人 	<u>135,000</u> <u>65,500</u> <u>10,000</u> <u>20,000</u> <u>230,500</u> (※の場合0)

	借損料	・会場借料 (Wi-Fi、器具込) 一式	270,000
		小計	270,000
	消耗品費 (図書購入費)	・筆記用具	20,000
		小計	20,000
	会議費	・ワークショップ開催費	225,000
		・行政側との対話集会開催費	15,000
		・WMF共催の研修会開催費	4,500
		小計	244,500
	通信運搬費	・報告書等郵送料	26,000
		小計	26,000
	雑役務費	・手引書製本印刷費	50,000
		・漫画・イラスト作成費	200,000
		(※コロナの状況により渡航できなかつた場合)	(※484,500)
		・現地動画撮影、編集業務	98,000
		・アンケート実施、翻訳	116,480
		・国際送金手数料	18,000
		・振込手数料	2,200
		・報告書印刷製本、HP作成業務	200,000
		小計	684,680
			(※の場合 969,180)
	上記以外の 経費	・海外旅行者保険	4,000
		・PCR検査費代	50,000
		小計	54,000
			(※の場合0)
	消費税相当額	・下線を引いた経費の10%	
		小計	340,988
一般管理費	一般管理費	・事業費の10%	449,926
再委託費	再委託費		0
支出額合計 (A)			4,949,194
収入額 (B)			0
差引合計 (A - B)			4,949,194

※種別については、委託業務実施要項と整合性をとること。

2. 再委託費内訳

機関名 :

(単位 : 円)

費目	種別	内訳	経費予定額
人件費	賃金		
		小計	
事業費	諸謝金		
		小計	
	旅費		
		小計	
	借損料		
		小計	
	消耗品費 (図書購入費)		
		小計	
	会議費		
		小計	
	通信運搬費		
		小計	
	雜役務費		
		小計	
	上記以外の経費 (例)		
		小計	
	光熱水料		
	電話料		
	保険料 等		
	消費税相当額		
		小計	
一般管理費	一般管理費		
支出額合計 (A)			
収入額 (B)			
差引合計 (A - B)			

III その他

1. 経理担当者（責任者及び事務担当者）

氏 名	職 名	連絡先（TEL番号、FAX番号、メールアドレス）
連健夫	JCAABE 一般社団法人日本建築まちづくり適正支援機構 代表理事	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-11-4 日本橋吉泉第二ビル5F TEL:03-3524-7224 携帯:090-6480-7952 E-mail:takeo@muraji.jp

※ 責任者については、本委託業務に係る経理責任者（必ず記入すること）

事務担当者は、実際に窓口となる者（必ず記入すること）

様式第13（銀行口座情報）

住所 東京都中央区日本橋堀留町1-11-4

日本橋吉泉第二ビル5階

名称 一般社団法人

日本建築まちづくり適正支援機構

代表者職名・氏名 代表理事 連健夫

※上記は国庫金振込通知書の発送先となる。

振込口座情報

口座名義（カナ） シャニホンケンチクマチヅクリテキセイシエンキヨウ

※通帳に記載のカナ口座名義を記入

<ゆうちょ銀行以外の金融機関>

金融機関名 みずほ 銀行 横山町 支店

信用金庫 出張所

金融機関コード 0001 店舗コード 040

※0を省略せずに4桁で記入

※0を省略せずに3桁で記入

預貯金種別 普通預金 当座預金 別段預金 ※いずれかに○を付ける

口座番号 3019682

※7桁で記入、7桁未満の場合は頭に0を付けて7桁にする

<ゆうちょ銀行>

例) 下記のとおり網掛部分を記入

記号 12340-1 → 234の3桁 (1桁目と5桁目は固定なので記入不要、-1は記入不要)

番号 12345671 → 1234567の7桁 (8桁目の1は固定なので記入不要)

記 号 1-----0 番 号 -----1

※8桁未満の場合は、頭に”0”を付けて8桁にする

上記銀行口座の問合せ先

担当者役職・氏名 代表理事 連健夫

電話番号 03-3524-7224

メールアドレス takeo@muraji.jp

※本紙は契約書の一部となり、容易に変更ができないので記入漏れ・記入誤りがないか確認すること。

